

第63期その他の電子提供措置事項

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

財産および損益の状況の推移
業務提携の状況
主要な事業所
従業員の状況
主要な借入先の状況
株式の状況
新株予約権等の状況
責任限定契約の内容の概要
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表



上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

財産および損益の状況の推移

1. オリエンタルランドグループ（連結）

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
売上高	(百万円)	464,450	170,581	275,728	483,123
営業利益または営業損失(△)	(百万円)	96,862	△45,989	7,733	111,199
売上高営業利益率	(%)	20.9	△27.0	2.8	23.0
経常利益または経常損失(△)	(百万円)	98,062	△49,205	11,278	111,789
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	62,217	△54,190	8,067	80,734
総資産	(百万円)	1,010,651	1,040,465	1,086,884	1,206,419
負債	(百万円)	190,394	280,517	330,567	376,730
純資産	(百万円)	820,257	759,948	756,317	829,689
有利子負債残高	(百万円)	87,069	186,224	242,648	240,964
設備投資額	(百万円)	139,626	108,322	100,269	99,472
減価償却費	(百万円)	39,447	45,899	44,103	46,327
営業キャッシュ・フロー	(百万円)	101,665	△8,291	52,171	127,061
ROE(自己資本当期純利益率)	(%)	7.7	△6.9	1.1	10.2
ROA(総資産当期純利益率)	(%)	6.0	△5.3	0.8	7.0
自己資本比率	(%)	81.2	73.0	69.6	68.8
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	(円)	189.23	△165.51	24.63	246.46
1株当たり純資産	(円)	2,505.55	2,320.71	2,309.12	2,532.50
1株当たり配当金	(円)	44	26	28	40

(注) 営業キャッシュ・フロー＝親会社株主に帰属する当期純利益＋減価償却費

2. オリエンタルランド（個別）

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
売上高	(百万円)	396,308	146,015	230,902	410,532
営業利益または営業損失(△)	(百万円)	82,968	△36,405	8,071	98,622
経常利益または経常損失(△)	(百万円)	94,432	△39,184	11,725	100,109
当期純利益または当期純損失(△)	(百万円)	62,977	△37,226	9,945	71,533

詳細情報は、当社ウェブサイト業績ハイライト(<https://www.olc.co.jp/ja/ir/achievement/highlight.html>)をご覧ください。

業務提携の状況

東京ディズニーランド®、東京ディズニーシー®、ディズニーアンバサダー®ホテル、東京ディズニーシー・ホテルミラコスタ®、東京ディズニーランドホテル、東京ディズニーセレブレーションホテル®、東京ディズニーリゾート・トイ・ストーリー®ホテル、東京ディズニーシー・ファンタジースプリングスホテルおよびディズニーリゾートラインに関する業務提携の相手先は、米国デラウェア州法人のディズニー・エンタプライゼズ・インクです。

主要な事業所

<u>主要な事業所</u>	<u>所在地</u>
株式会社オリエントランド本社	千葉県浦安市
東京ディズニーランド	千葉県浦安市
東京ディズニーシー	千葉県浦安市
ディズニーアンバサダーホテル	千葉県浦安市
東京ディズニーシー・ホテルミラコスタ	千葉県浦安市
東京ディズニーランドホテル	千葉県浦安市
東京ディズニーセレブレーションホテル	千葉県浦安市
東京ディズニーリゾート・トイ・ストーリーホテル	千葉県浦安市
イクスピアリ	千葉県浦安市
ディズニーリゾートライン	千葉県浦安市
舞浜アンフィシアター	千葉県浦安市
浦安ブライトンホテル東京ベイ	千葉県浦安市
京都ブライトンホテル	京都府京都市
ホテルブライトンシティ大阪北浜	大阪府大阪市

従業員の状態

オリエンタルランドグループ（連結）

事業セグメント	従業員数	平均臨時雇用者数
テーマパーク事業	6,395名	11,499名
ホテル事業	2,121名	992名
その他の事業	429名	437名
合計	8,945名	12,928名

- (注) 1. 従業員数には、嘱託社員403名、オリエンタルランドグループからグループ外への出向社員14名は含めておらず、グループ外からグループへの出向社員12名は含めております。
2. 平均臨時雇用者数は、契約社員、アルバイトの当期の総労働時間を社員換算して記載しております。なお、臨時雇用者の在籍数は20,549名です。

主要な借入先の状態

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,638百万円
三井住友信託銀行株式会社	984百万円

株式の状況

1. 発行可能株式総数 1,320,000,000株
2. 発行済株式の総数 363,690,160株
3. 株主数 211,187名

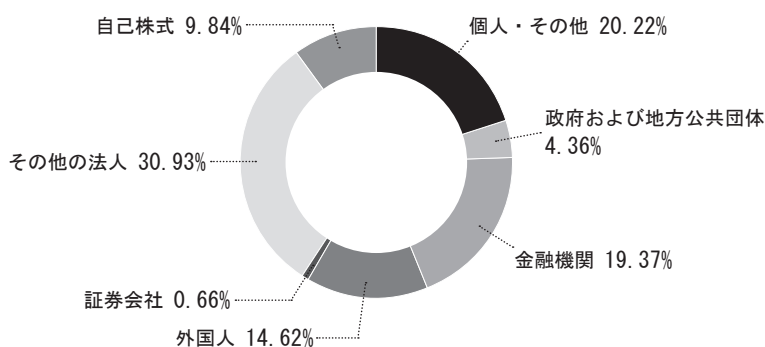
4. 大株主（上位10名）	持株数	持株比率
京成電鉄株式会社	72,628千株	22.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,889千株	10.03%
三井不動産株式会社	21,797千株	6.65%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,742千株	4.19%
千葉県	13,200千株	4.03%
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	4,474千株	1.36%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	4,000千株	1.22%
第一生命保険株式会社	3,772千株	1.15%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,643千株	1.11%
三井住友信託銀行株式会社	3,451千株	1.05%

(注) 1. 千株単位の持株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

2. 上記のほか、自己株式が35,787千株あります。

3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点以下第三位を四捨五入により表示しております。

5. 所有者別株式分布



6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2018年6月28日開催の第58期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。対象となる取締役（社外取締役を除く）に対して、年額1億円を上限とし、譲渡制限付株式を年1万株以内付与するものです。この譲渡制限付株式は、原則として、割当てを受けた日より3年間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとされております。当期の交付状況は、対象となる取締役7名に対し、自己株式の処分により普通株式1,039株の割当てをいたしました。

また、執行役員13名に対しても、自己株式の処分により普通株式932株の割当てをいたしました。

7. その他株式に関する重要な事項

①当社および当社グループ会社は、当社の管理職、当社グループ会社の役員および管理職に対し、経営幹部としてこれまで以上に経営への参画を促すべく、当社グループ全体の企業価値の長期持続的な向上を主導するためのインセンティブの付与を目的として、2023年2月から「株式給付信託（J-ESOP）」を導入いたしました。本制度の導入に伴い、2023年2月に当社が保有する自己株式のうち32千株（発行済株式総数の0.01%）を、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）へ処分いたしました。

なお、当社は、2021年12月から「従業員持株会型ESOP」を再導入し、当社が保有していた自己株式を同じく株式会社日本カストディ銀行（信託E口）へ処分しており、当期末において同信託口が保有する株数はあわせて285千株です。

②当社は、2022年12月27日開催の取締役会において、2023年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主さまの所有する普通株式1株につき5株の割合をもって、2023年4月1日付で株式分割を行うことを決議いたしました。これにより、発行可能株式総数は、5,280,000,000株増加して6,600,000,000株、発行済株式総数は、1,454,760,640株増加して1,818,450,800株となっております。

新株予約権等の状況

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等の状況
当社は地震リスクへの対応を企図した地震リスク対応型ファイナンスを発行しており、その内容は次のとおりです。

決議年月日	2019年2月25日
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	本新株予約権1個の行使につき金5,000万円をその時有効な行使価額で除して得られる最大整数
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 1
新株予約権の行使期間	自 2019年3月13日 至 2079年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。

(注) 1.

本新株予約権の行使に際して出資されるローン債権の当社普通株式1株当たりの価額は、当初12,210円といたします。ただし、2019年3月13日以降、行使価額は、次の各項に定める場合に応じ、それぞれ次に定める日の直前の取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に修正されます。なお、行使価額の下限等は、(注) 5.イ iii) のとおりであります。

- イ 「新株予約権の行使の条件」のロ i) : 当該事由が生じた日
- ロ 「新株予約権の行使の条件」のロ ii) : 当該事由が生じた日の15営業日後の日

2.

- イ 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格：(注) 1に準じた額
- ロ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i) 資本金の額：会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額
 - ii) 資本準備金の額：i) の資本金等増加限度額からi) に定める増加する資本金の額を減じた額

3.

- イ 本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ロ 前項にかかわらず、行使期間において、以下に定める i) 又は ii) に掲げる事由が生じ、かつ、当社が本新株予約権の新株予約権者に対して行使制限を解除する旨を書面で通知した場合において、当該事由が生じた日から75営業日後の日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- i) 次のいずれかの事由
- a) 当社又は割当先について、支払の停止又は破産手続開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立があったとき
 - b) 当社又は割当先が、解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき
 - c) 当社又は割当先が、事業を廃止したとき
 - d) 当社又は割当先が、手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき
 - e) 支配権等変更事由が発生したとき
 - f) 割当先が、ローンの原資調達のために締結しているローン契約（以下、投資家ローン契約）の債権者に対して有する預金債権その他の債権について仮差押え等が行われたとき
- ii) 次のいずれかの事由
- a) 組織再編事由が発生したとき
 - b) 当社が割当先に対する債務の全部又は一部の履行を遅滞したとき
 - c) 軽微な点を除き、ローン契約上に規定された表明及び保証の一つでも真実でないことが判明したとき
 - d) 上のb) 及びc) 並びに軽微な点を除き、当社のローン契約上の義務違反が発生し、かかる違反が5営業日以上にわたって解消しないとき
 - e) 当社が発行する社債について期限の利益を喪失したとき
 - f) 当社がローン契約に基づく債務以外の債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して当社が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき
 - g) 割当先がその債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して割当先が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき
 - h) 気象庁が公表する「地震・火山月報（防災編）」において、マグニチュード7.9以上かつその震央がローン契約で定められた地震対象地域に属する地震が発生したことが確認されたとき
 - i) 当社又は割当先について、特定調停の申立があったとき
 - j) 当社の発行する普通株式について、株式会社東京証券取引所により整理銘柄指定がなされたとき又は上場廃止となったとき
 - k) 割当先が、投資家ローン契約の債権者に対する債務の全部又は一部の履行を遅滞したとき、投資家ローン契約に基づき割当先が行う表明及び保証の一つでも真実でないことが判明したとき並びにその他割当先の投資家ローン契約上の義務違反が発生し、かかる違反が5営業日以上にわたって解消しないとき
 - l) ローン契約第18条第9号の表明が真実でないことが判明し、又はローン契約第19条第2項第8号若しくは第9号に違反することにより、ローン契約上の取引を継続することが不適切であると認められるとき
 - m) 投資家ローン契約第20条第10号の表明が真実でないことが判明し、又は第21条第2項第10号若しくは第11号に違反することにより、投資家ローン契約上の取引を継続することが不適切であると認められるとき
- ハ 本新株予約権者がその時々において行使できる本新株予約権の個数は、当該時点において自らが保有しているローン債権の額を5,000万円を除いて得られる数を上限とする。
- ニ 次の i) 及び ii) の要件の全てを満たした場合は、本新株予約権者は本新株予約権を全て行使することができなくなるものとし、この場合、本新株予約権は全て消滅するものとする。
- i) ローン契約に基づく貸付人の貸付義務が全て消滅したこと
 - ii) ローン契約に基づく貸付の実行がなされなかったこと、又は貸付の実行がなされた場合において、ローン債権の全てが弁済その他により消滅したこと

4.

当社が組織再編行為により消滅又は他の会社の完全子会社となる等の場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、再編対象会社の新株予約権を交付します。

5.

イ 当該ローンは、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

i) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落した場合には、交付される株式数が増加することがあります。

ii) 行使価額の修正の基準及び修正の頻度

行使価額は、株式会社東京証券取引所における以下の日の直前の取引日の終値に修正されます。

「新株予約権の行使の条件」のロ i) : 当該事由が生じた日

「新株予約権の行使の条件」のロ ii) : 当該事由が生じた日の15営業日後の日

iii) 行使価額の下限等

本新株予約権の下限行使価額は、3,375円です。ただし、当社普通株式の株式分割等が行われる場合等により、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により下限行使価額を調整します。

$$\text{調整後 下限行使価額} = \text{調整前 下限行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

iv) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項は設けられておりません。

v) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、ローン債権の全部又は一部です。

vi) 当社は2024年3月13日以降、当社の選択により、本新株予約権と実質的に一体であるローン債権の全部又は一部につき期限前弁済を行うことが可能です。

ロ 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

当社は、割当先との間で、本新株予約権の割当契約において、以下の合意を行っています。

本新株予約権を行使しようとする日を含む暦月において、当該行使により取得することとなる当社普通株式数が割当日における当社の普通株式数の10%を超えることとなる場合には、次に掲げる場合を除き、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことができません。

i) 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表されたときから、なされたとき又はなされないことが公表されたときまでの間

ii) 当社に対して公開買付けの公告がなされたときから、当該公開買付けが終了したとき又は中止されることが公表されたときまでの間

iii) 株式会社東京証券取引所において当社の普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定されたときから当該指定が解除されるまでの間

iv) 本新株予約権の行使価額が2019年2月25日の株式会社東京証券取引所の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合

v) 新株予約権等の行使期間の最終2ヶ月間

ハ 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取り決めはありません。

ニ 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取り決めはありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因する損害は当該保険契約により填補されません。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役、執行役員および当社グループ会社役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。

社外役員に関する事項

① 社外役員の主な状況

氏名および地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況および社外役員に期待される 役割に関して行った職務の概要
はなだ 花田 力 <small>社外取締役</small>	10 / 10	-	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために大所高所から助言・提言を行っております。また、「指名・報酬委員会」や代表取締役と社外役員との意見交換会への参加等を通じて、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。
もぎ ゆうざぶろう 茂木 友三郎 <small>社外取締役</small>	10 / 10	-	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために多面的な視点から助言・提言を行っております。また、「指名・報酬委員会」や代表取締役と社外役員との意見交換会への参加等を通じて、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。
たじり くに お 田 尻 邦夫 <small>社外取締役</small>	8 / 8	-	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために多角的な視点から助言・提言を行っております。また、代表取締役と社外役員との意見交換会への参加等を通じて、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。
きく ち 菊池 節 <small>社外取締役</small>	7 / 8	-	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために多様性の視点から助言・提言を行っております。また、「指名・報酬委員会」や代表取締役と社外役員との意見交換会への参加等を通じて、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。
よね かわ こう せい 米川 公誠 <small>社外監査役</small>	10 / 10	12 / 12	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っております。常勤監査役としては、重要な会議等に出席するほか、取締役、執行役員および全部門長に対して職務の執行状況のヒアリングを行い、監査役会に報告をしております。また、代表取締役と社外役員との意見交換会へ参加するなど、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。
か い なか たつ お 甲斐中 辰夫 <small>社外監査役</small>	10 / 10	12 / 12	取締役会では、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っております。また、代表取締役と社外役員との意見交換会へ参加するなど、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。

氏名および地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況および社外役員に期待される 役割に関して行った職務の概要	
<small>さいぐさ のり お</small> 三枝 紀生 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">社 外 監査役</td> </tr> </table>	社 外 監査役	10 / 10	12 / 12	<p>取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っております。また、代表取締役と社外役員との意見交換会へ参加するなど、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。</p>
社 外 監査役				

(注) 取締役田尻邦夫氏および菊池節氏については、2022年6月29日就任後の状況を記載しております。

② 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、電子提供措置事項(招集ご通知)に記載の「会社役員の状況」の「1. 取締役の状況」および「2. 監査役の状況」をご参照ください。なお、それぞれの当社との関係は次のとおりです。

京成電鉄株式会社は当社の大株主で取引先ですが、取引の規模は、当社の売上高の1%未満であり、特定関係事業者等ではありません。

キッコーマン株式会社、株式会社京葉銀行、株式会社銭高組および京葉瓦斯株式会社は当社の取引先ですが、各社との取引の規模は、当社の売上高の1%未満であり、特定関係事業者等ではありません。

その他の重要な兼職先は取引先ではなく、特定関係事業者等ではありません。

会計監査人の状況

1. 名称 有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

	支払額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	94百万円
当社および子会社から会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	106百万円

- (注) 1. 会計監査人監査を行っている子会社につきましても、有限責任あずさ監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容および報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討および経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、同意をいたしました。
4. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、2021年度（第62期）に係る追加報酬の額が8百万円あります。

3. 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務（非監査業務）として、京成電鉄株式会社会計監査人からの指示書に基づく業務を当社会計監査人が行うことへの対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」についての決定内容の概要は、以下のとおりです。当社は、当該体制に基づき、内部統制システムを構築し運用しております。

1. 当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、オリエンタルランドグループ（以下、「OLCグループ」という。）役職員の倫理・法令遵守に関する規範を示した「OLCグループ・コンプライアンス行動規範」を制定する。
また、コンプライアンスを実践するための具体的行動規準を定めるものとして「ビジネスガイドライン」を制定する。
 - (2) 当社は、OLCグループにおけるコンプライアンス体制の維持管理に関する事項を定め、OLCグループ各社に適用する「OLCグループ・コンプライアンス体制管理規程」を制定する。
 - (3) 当社は、OLCグループの経営の適法性確保およびコンプライアンス精神の徹底を図るための組織として当社社長が指名する者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - (4) コンプライアンス委員会は、OLCグループ役職員の不正行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときは、必要な調査を行ったうえ、当社経営層または経営会議、監査役会ならびにOLCグループ各社の経営層に対してこれを報告する。
 - (5) コンプライアンス委員会は、OLCグループ役職員に対しコンプライアンスに関する教育活動を推進する。
 - (6) コンプライアンス委員会は、OLCグループ各社常勤役員から選任されるコンプライアンス推進責任者により構成される「コンプライアンス情報連絡会」を設置し、OLCグループとして全体最適に考慮したコンプライアンス体制を構築する。
 - (7) 当社は、当社監査役の監査にあたっての基準および行動指針を定める「監査役監査基準」を制定し、監査役は当社取締役または執行役員が法令定款違反行為を発見したときは取締役会に報告する。
 - (8) 当社は、執行部門から独立した内部監査部門として監査部を置く。
 - (9) 当社は、公益通報者保護法に対応する「相談室運用規程」を制定し、社内外に内部通報窓口を設置する。
 - (10) コンプライアンスに関する社内教育・啓発活動およびコンプライアンス遵守状況のモニターを体系的・継続的に実施する。
2. 当社およびその子会社からなるOLCグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、OLCグループのリスク管理の基本的な事項を定めた「OLCグループリスク管理規程」を制定する。
 - (2) 当社は、OLCグループが保有するリスクを抽出して分析・評価・優先順位付けし、これに基づき個別リスクの予防策・対応策を策定するリスクマネジメントサイクルを設定し、運用する。

- (3) リスクマネジメントサイクルを統括する組織として、当社に社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。
 - (4) リスクマネジメント委員会に特定の分野について定めた分科会を設置し、専門的観点から予防策・対応策を立案し、実行する。
 - (5) リスクが現実化した場合の対応組織として、「ECC (Emergency Control Center)」を設置する。
 - (6) OLCグループ各社において緊急時のリスクを認識した場合には、ECCへの速やかな状況報告を義務づける。
3. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (1) 当社取締役の職務の執行に係る情報は法令および「OLCグループ情報セキュリティポリシー」「文書規程」等の社内規定に従い適切に保存および管理を行う。
 - (2) 情報の管理を統括する組織として、リスクマネジメント委員会に「情報セキュリティ管理分科会」を設置する。
4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、業務を効率的に遂行するため、各部門の業務分掌および会社の職位制度を「組織規則」に定めるとともに、各職位の職務権限および指揮命令系統を「職務権限規程」に定める。
 - (2) 当社は、意思決定の迅速化を図るため、取締役会決議事項を除く会社の経営に関する重要事項について決議または報告する機関として「経営会議」を設置する。
 - (3) 当社は、OLCグループ各事業・各組織の監督責任・執行責任を明確化し、取締役の役割を「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を促進することで意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用する。
5. OLCグループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 上記1から4に関する体制については、各委員会のメンバーに当社子会社を加える、各規程は当社子会社にも準用する、など原則として当社子会社も含めた体制とする。
 - (2) 当社は、当社子会社に対する管理を適正に行うため「関係会社管理規程」を制定する。
 - (3) 当社は、当社が策定したOLCグループの経営計画等を当社子会社へ周知徹底し、当社子会社管理について当社における監督の体制と役割を明確にし、当社子会社を指導・育成する。
 - (4) 当社は、当社子会社の経営についてその自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、当社子会社における重要な意思決定事項について当社の承認を要するなど、当社子会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
6. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
- (1) 当社は、当社監査役の職務を補助するため、専任のスタッフを必要な員数配置する。
 - (2) 当該スタッフの人事評価は当社常勤監査役が行い、人事異動については当該常勤監査役の同意を要する。

7. 当社監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社の監査役専任のスタッフは、監査役補助業務の専従とし、当社取締役およびその他の業務執行組織の指揮命令を受けず、当社監査役の指揮命令にのみ従う。
 - (2) 当該スタッフは、当社監査役の指示の下、当社監査役に同行して監査業務の場に参加する。
 - (3) 当社は、当該スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

8. 当社取締役および使用人ならびにその子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社取締役および執行役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、その他経営に重大な影響を及ぼす事実が発生したときは、ただちに当社監査役にこれを報告する。また、当社子会社に関係する報告すべき事項等は、当社の子会社監督責任部署等を通じ、当社監査役へ報告する。なお、緊急を要する場合は、O L Cグループ役職員が直接当社監査役に報告する。
 - (2) 当社役職員が当社監査役に報告すべき事項、時期、方法等を定めた「監査役報告規程」を制定し、監査に必要、かつ、適切な情報を適時に報告する。
 - (3) O L Cグループ役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は情報の開示に応じる。また、当社監査役は、子会社の監査役と積極的に意思疎通および情報交換を図る。
 - (4) O L Cグループ役職員が利用できる内部通報窓口の対応記録等は、当社常勤監査役に適宜報告を行うとともに、経営会議に定期的な総括報告を行う。
 - (5) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者に対し、当該通報等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「相談室運用規程」に規定する。
 - (6) 当社は、当社監査役へ報告を行った者に対し、当該報告等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「監査役報告規程」に規定する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社取締役は、当社監査役による監査に協力し、当社監査役の職務の執行について生ずる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。
 - (2) 当社監査役が職務の執行のために緊急または臨時に支出した費用については、当社に償還請求することができる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社監査役、当社の会計監査人および、当社内部監査部門は緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
 - (2) 当社常勤監査役は、当社取締役会のほか経営会議その他の重要な会議または委員会に出席して意見を述べるができる。

1 1. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る内部統制の構築および評価の責任者は社長とし、構築は総務部が総括責任を負い、評価は監査部が実施する。また、財務報告に係る内部統制全体を推進する会議体として、「内部統制推進会議」を設置する。
- (2) 監査部は、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が発見された場合、すみやかに社長ならびに取締役会および監査役会に報告する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、上記の「業務の適正性を確保するための体制」に則った体制を整備し適切に運用を行っております。当期の運用における主な取り組みは以下のとおりです。

1. 当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、O L Cグループ役職員の倫理・法令遵守に関する規範を示した「O L Cグループ・コンプライアンス行動規範」を制定するとともに、コンプライアンスを実践するための具体的行動規準を定めるものとして「ビジネスガイドライン」を定め、全O L Cグループ役職員に対し周知することによって、あらゆる法令を含めた企業倫理の遵守に関する啓発に努めています。
 - ・総務部の管掌役員を委員長とするコンプライアンス委員会が主導し、「O L Cグループ・コンプライアンス体制管理規程」および「相談室運用規程」等の関連規程の整備をするとともに、公益通報者保護法に対応する内部通報・相談窓口の設置・運用等を継続的に実施しております。
 - ・コンプライアンスに関する従業員教育として、2022年度においてはO L Cグループ従業員に向けてEラーニングや掲示板等による教育・啓発を実施し、知識と意識の共有を図っております。
 - ・O L Cグループにおける内部通報窓口としてO L CおよびO L Cグループ各社に相談室を設置しているほか、社外にも顧問弁護士法律事務所内に相談窓口を設置しております。また、取引先との関係におけるO L CグループおよびO L Cグループ役職員のコンプライアンス違反およびその疑いを発見する手段として、取引先を対象とした専用相談窓口を設置しています。
 - ・当社内部監査部門は、業務の有効性や効率性等につき、各部門および当社子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行っております。
2. 当社およびその子会社からなるO L Cグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクマネジメント委員会では、O L Cグループが保有するリスクの抽出・分析・評価から予防策・対応策の策定に至るリスクマネジメントサイクルを設定し、事業のサステナビリティに重大な影響を与える「戦略リスク」と事業の遂行に重大な影響を与える「運営リスク」を特定の上、継続的に運用しております。
 - ・O L Cグループにおける緊急時のリスクを認識した場合には、都度、E C Cを開設し事態の収拾にあたっております。

3. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・原則四半期ごとに、情報セキュリティ管理分科会を開催し、O L Cグループの情報セキュリティ管理レベルの向上を推進しております。
 - ・情報セキュリティに関する意識浸透を図るため、社内報等による啓発活動を行っております。
4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当期においては、取締役会を原則月1回、経営会議を原則月2回、定期的に開催しております。「職務権限規程」にて定められた取締役会決議事項を除く重要事項を経営会議に権限委譲することで、意思決定の迅速化に努めております。
5. O L Cグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社子会社が当社に対し事前の承認を求める、または報告すべき事項を定めた「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社子会社の重要事項において事前に当社で審議し、また、当社子会社から当社に対し経営上の重要事項を報告させております。
6. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
 - ・当社は監査役の監査機能強化を図るために、取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任の監査役スタッフ2名が監査役の業務を補助しております。
 - ・当該監査役スタッフの人事評価は当社常勤監査役と直接面談を行うことで実施しており、人事異動についても常勤監査役の同意を得ております。
7. 当社監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・前項の監査役スタッフは業務執行から独立しており、当社監査役の指揮命令のみに従っております。また、監査役からの指示があるときは同行して監査業務の補助を行っております。
8. 当社取締役および使用人ならびにその子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当期は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実の発見、その他経営に重大な影響を及ぼす事実の発生はございませんが、「監査役報告規程」において、当社役職員が当社監査役に報告すべき事項、時期、方法等を定め運用しております。
9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当期において、当社監査役が監査計画に従った監査を実施するにあたってあらかじめ予算を措置しております。
10. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制
 - ・監査役と会計監査人とは、期初の段階で会計監査人の監査計画の説明を受け、四半期ごとに監査状況の報告を受けるとともに、会計上の論点につき課題の共有をしております。内部監査部門とは、

事前に内部監査計画を確認し、定期および随時に内部監査結果の報告を監査役会にて受けるなど、連携しつつ監査を実施しております。

また、三者間で情報交換・意見交換を行うなど、緊密な連携を保ち監査役監査の実効性を高めております。

- ・監査役は、重要な会議に出席して、審議・決議状況および意思決定プロセスを確認し、必要に応じて説明を求め、意見を述べております。

1 1. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社財務報告に係る内部統制の評価結果は、内部統制推進会議にて内部監査部門から共有が行われており、その結果は経営会議において報告されております。
- ・O L Cグループの財務報告の信頼性を確保するための管理体制、手順等を定めたガイドラインに則り、財務報告に係る内部統制の構築および評価を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、敵対的買収への基本的な考え方を明確にすることを目的として、以下のとおり「会社の支配に関する基本方針」を定める。

1. 基本方針の内容

OLCグループは、「自由でみずみずしい発想を原動力に すばらしい夢と感動 ひととしての喜びそしてやすらぎを提供する」という企業使命のもと、あらゆるステークホルダーから信頼と共感を集め、その成果であるキャッシュ・フローの最大化を達成することで、長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

OLCグループのコア事業である東京ディズニーリゾートにおいては、東京ベイエリアの中心的な役割を担うだけでなく、親しみある空間を提供することでより多くのゲストをお迎えして最高のハピネスを分かち合うと同時に、高水準なフリー・キャッシュ・フローを創出し続けることを目指してまいります。とりわけ、テーマパーク事業においては、ゲストの皆様にご満足していただくために必要な要員や資金を投入し、高いレベルのサービスを提供し続けること、そのための従業員教育に投資を惜しまないこと、安全や清潔さ、魅力的なデザインなど施設のクオリティを決して落とさないこと、そして、新たなアトラクションを適時に導入することをはじめとして継続的かつ資産効率を加味した設備投資を行っていくことが必要不可欠であると考え、これらの施策を実行してまいります。

さらに、長期的な視点で、新たな成長に向けた事業の研究開発を進めてまいります。

このように、当社の経営方針は、換言すれば長期的に成長し続けることを目指すものであり、決して短期の利益のみを追求することではありません。当社は、これらの施策を継続的に実行していくことによっではじめて企業価値を高めていくことができるものと確信しております。

当社は、経営の支配権が移動することによる経営の革新や活性化を一概に否定するものではありません。また、さらなる企業価値・株主共同の利益の向上を実現することが可能な買収を阻止する考えもありますが、買収には企業価値を毀損する場合もあるため、当社の経営が他者によって支配されることに対しては、取締役会としても極めて慎重に判断しなければならないと考えています。なぜなら、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためには、上記のような取り組みが不可欠であると確信しているからであります。

以上の観点から、当社は、当社の企業価値を毀損するおそれのある者（上記のような経営方針によらない経営をしようとする者も含みます）は、当社の財務や事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考え、これに該当するような者に対し最も適切と判断する措置を行います。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みは行っていません。1に記載の基本方針の実現に資する取り組みとして、持続可能な社会への貢献と長期持続的な成長に向け、当社グループの提供価値である「ハピネス」を持続的に創造していくために、2030年に目指す姿を掲げ、その実現に向けた中長期の取り組み方針や経営計画を策定しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって、具体的な脅威が生じているものではありません。また、当社として現時点では、そのような買付者が出現した場合の具体的な施策（いわゆる敵対的買収防衛策）を予め定めるものではなく、当社の財務および事業の方針の決定が不適切な者によって支配されることを防止するための取り組みは行っていませんが、当該方針の決定を支配する者としてふさわしくないと認められる者が現れた場合、当社取締役会は、ただちに、対抗措置を実行することを予定しております。

以上

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	63,201	115,005	678,566	△113,257	743,515
当期変動額					
剰余金の配当			△10,819		△10,819
親会社株主に帰属する 当期純利益			80,734		80,734
自己株式の取得				△690	△690
自己株式の処分		622		1,665	2,287
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	622	69,914	974	71,511
当期末残高	63,201	115,628	748,481	△112,282	815,027

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	10,741	172	1,886	12,801	756,317
当期変動額					
剰余金の配当					△10,819
親会社株主に帰属する 当期純利益					80,734
自己株式の取得					△690
自己株式の処分					2,287
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,987	△172	△954	1,860	1,860
当期変動額合計	2,987	△172	△954	1,860	73,372
当期末残高	13,729	－	932	14,661	829,689

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 … 15社

②主要な連結子会社の名称 … ㈱ミリアルリゾートホテルズ、㈱イクスピアリ、㈱舞浜リゾートライン

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連会社数 … 5社

②主要な会社等の名称 … 東京ベイシティ交通㈱

③持分法適用会社のうち、3社の決算日が連結決算日と異なっております。そのうち、2社の決算日は12月31日であり、3月31日にて仮決算を行っております。仮決算を行わない会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ … 時価法

ハ. 棚卸資産 … 主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）…主に定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産 … 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用 … 均等償却

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

オリエンタルランドグループでは、テーマパーク事業において、顧客に対して、テーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の販売をしております。また、ホテル事業においては、顧客に対して、ホテル宿泊サービス等の提供をしております。なお、当社グループにおける上記記載の主要な収益における約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の取引価格の算定や、ホテル事業におけるホテル宿泊サービス等の取引価格の算定は、顧客への販売価格により算定しております。

テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供については、テーマパークにおける顧客の利用により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、テーマパーク利用時点で収益を認識しております。また、商品、飲食の販売については、顧客への引き渡しにより、顧客に当該財に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客への引き渡し時点等で収益を認識しております。

ホテル事業におけるホテル宿泊サービス等の提供については、ホテル客室における顧客の利用等により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、客室利用時点等で収益を認識しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しており、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段
 - 通貨関連 … 為替予約取引
 - ヘッジ対象
 - 通貨関連 … 外貨建取引
- ハ. ヘッジ方針
 - リスク管理方針に基づき、為替変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
 - ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を判定しております。また、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定されるものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

⑥退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付に係る負債の計上基準
 - 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産に計上しております）。
- ロ. 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ハ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の会計処理方法
 - 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として16年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しております。
 - 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

この変更が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(担保に供している資産)

現金及び預金	302百万円
売掛金	1,171百万円
流動資産「その他」	7百万円
投資その他の資産「その他」	50百万円
合 計	1,531百万円

(上記に対応する債務)

1年内返済予定の長期借入金	129百万円
長期借入金	844百万円
合 計	974百万円

上記のほか、連結上内部消去されている「売掛金」1百万円、流動資産「その他」0百万円を担保に供していません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 851,998百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	363,690	—	—	363,690

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	36,154	32	114	36,072

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加32千株は、株式給付信託 (J-E S O P) 導入による増加32千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少114千株は、従業員持株会型 E S O P の信託口から従業員持株会への処分による減少80千株、株式給付信託 (J-E S O P) 導入による減少32千株、取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少1千株であります。
なお、従業員持株会型 E S O P 及び株式給付信託 (J-E S O P) の信託口が所有する当社株式については、自己株式として認識しております (当連結会計年度期首332千株、当連結会計年度末285千株)。
2. 当社は2023年4月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

イ. 2022年6月29日開催の第62期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 4,918百万円
- ・1株当たり配当額 15.00円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

配当金の総額には、従業員持株会型 E S O P の信託口に対する配当金4百万円が含まれております。

ロ. 2022年10月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 5,901百万円
- ・1株当たり配当額 18.00円
- ・基準日 2022年9月30日
- ・効力発生日 2022年12月5日

配当金の総額には、従業員持株会型 E S O P の信託口に対する配当金5百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年6月29日開催予定の第63期定時株主総会において、次のとおり提案を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 7,213百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 22.00円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月30日

配当金の総額には、従業員持株会型 E S O P 及び株式給付信託 (J-E S O P) の信託口に対する配当金6百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く) の目的となる株式の種類及び数

普通株式 6,625千株

- (注) 1. 目的となる株式の数は、ローン1,500億円の借入を実行し、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載したものです。
2. 当社は2023年4月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株価を基準としております。
3. 新株予約権は、一定の条件に該当した場合にローンの債権者により権利行使される可能性があります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入や社債発行にて調達しております。一時的な余資は、預金等の流動性の高い金融資産に限定して運用を行っております。

デリバティブ取引は、実需に伴う取引の範囲に限定し、売買益を目的とするような投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛債権管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。なお営業債権は、短期間で決済されております。

有価証券及び投資有価証券の主な内容である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引を利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(3) 会計方針に関する事項⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券及び投資有価証券(※3)	130,304	130,304	—
資産計	130,304	130,304	—
(1) 社債	230,000	228,628	△1,371
(2) 長期借入金	10,964	11,009	45
負債計	240,964	239,638	△1,326
デリバティブ取引(※4)	—	—	—

(※1) 「現金」については、現金であること、及び「預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は487百万円であります。

(※3) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	5,138

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	45,310	—	—	45,310
社債	—	79,994	—	79,994
金銭信託	—	4,999	—	4,999
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	228,628	—	228,628
長期借入金	—	11,009	—	11,009

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その一方で、社債及び金銭信託は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 506.50円

(2) 1株当たり当期純利益 49.29円

(注) 1. 当社は2023年4月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 従業員持株会型ESOP及び株式給付信託(J-E SOP)の信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度1,426千株)。また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度1,491千株)。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：百万円)

	売上区分			合計
	テーマパーク事業	ホテル事業	その他事業 (注)	
売上高				
アトラクション・ショー収入	197,847	—	—	197,847
商品販売収入	122,685	—	—	122,685
飲食販売収入	68,711	—	—	68,711
その他の収入	6,853	—	—	6,853
ホテル	—	73,861	—	73,861
その他	—	—	13,162	13,162
外部顧客への売上高	396,098	73,861	13,162	483,123

(注) 「その他事業」は、イクスピアリ事業、モノレール事業、グループ内従業員食堂運営事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「(3) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	15,375百万円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	22,058百万円
契約資産 (期首残高)	205百万円
契約資産 (期末残高)	20百万円
契約負債 (期首残高)	24,830百万円
契約負債 (期末残高)	27,355百万円

契約資産は、主に、その他事業における建設会社から受注した工事契約について、期末時点で完了しておりますが未請求の工事に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、契約に従い、主に工事完成時に請求し、請求の翌月末に受領しております。

契約負債は、主に、テーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値提供時点で収益を認識する顧客とのサービスについて、パークチケット引き渡しにより顧客から受け取った概ね1年以内の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、21,931百万円であります。また、当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高において重要な変動はありません。

9. その他の注記

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の管理職、グループ会社の役員および管理職（以下、総称して「管理職等」という）に対し、経営幹部としてこれまで以上に経営への参画を促すべく、当社グループ全体の企業価値の長期持続的な向上を主導し、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」を導入しました。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

当社およびグループ会社各社は、管理職等に対し職位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。管理職等に対し支給する当社株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度689百万円、32千株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2022年12月27日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	363,690,160株
今回の分割により増加する株式数	1,454,760,640株
株式分割後の発行済株式総数	1,818,450,800株
株式分割後の発行可能株式総数	6,600,000,000株

③ 日程

基準日公告日	2023年3月16日
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年4月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

2023年3月31日現在

科 目	当 期	(ご参考) 前 期	科 目	当 期	(ご参考) 前 期
資産の部			負債の部		
流動資産	337,957	261,835	流動負債	177,419	96,740
現金及び預金	209,236	195,274	買掛金	20,277	12,014
売掛金	16,925	12,079	1年内償還予定の社債	30,000	-
有価証券	84,994	34,997	1年内返済予定の長期借入金	5,427	5,119
商品	13,516	5,899	未払金	23,340	16,830
仕掛品	54	41	未払費用	11,281	8,015
原材料	1,126	1,041	未払法人税等	16,258	1,699
貯蔵品	6,965	6,810	契約負債	26,082	23,549
前払費用	2,232	1,776	預り金	32,773	22,449
その他	2,906	3,914	その他	11,977	7,062
固定資産	825,574	786,568	固定負債	207,301	237,959
有形固定資産	729,671	677,657	社債	200,000	230,000
建物	242,267	228,813	長期借入金	4,562	6,427
構築物	69,903	69,632	退職給付引当金	762	478
機械及び装置	37,603	36,280	株式給付引当金	151	-
船舶	1,864	843	繰延税金負債	608	-
車両運搬具	599	536	その他	1,214	1,053
工具、器具及び備品	13,028	16,690	負債合計	384,721	334,700
土地	108,817	108,817	純資産の部		
建設仮勘定	255,587	216,043	株主資本	765,129	702,817
無形固定資産	16,580	17,349	資本金	63,201	63,201
ソフトウェア	16,223	17,195	資本剰余金	115,628	115,005
その他	356	153	資本準備金	111,403	111,403
投資その他の資産	79,322	91,562	その他資本剰余金	4,224	3,602
投資有価証券	21,837	21,685	利益剰余金	698,582	637,868
関係会社株式	35,029	31,168	利益準備金	1,142	1,142
関係会社長期貸付金	12,533	16,333	その他利益剰余金	697,440	636,726
長期前払費用	2,245	818	別途積立金	155,200	155,200
前払年金費用	6,583	5,885	繰越利益剰余金	542,240	481,526
繰延税金資産	-	14,314	自己株式	△112,282	△113,257
その他	1,798	1,840	評価・換算差額等	13,681	10,886
貸倒引当金	△704	△483	その他有価証券評価差額金	13,681	10,713
資産合計	1,163,532	1,048,404	繰延ヘッジ損益	-	172
			純資産合計	778,811	713,703
			負債純資産合計	1,163,532	1,048,404

損益計算書

(単位：百万円)

2022年4月1日から2023年3月31日まで

科 目	当 期	(ご参考) 前 期
売上高	410,532	230,902
売上原価	289,993	204,372
売上総利益	120,539	26,529
一般管理費	21,916	18,458
営業利益	98,622	8,071
営業外収益	2,905	6,593
受取利息及び配当金	1,457	1,310
受取保険金・保険配当金	264	409
保険解約返戻金	-	2,166
受取設備利用料	315	271
雑収入	866	2,435
営業外費用	1,418	2,939
支払利息	335	426
支払手数料	537	838
減価償却費	-	807
固定資産除却損	200	170
貸倒引当金繰入額	221	390
雑支出	123	306
経常利益	100,109	11,725
特別利益	239	421
投資有価証券売却益	239	421
税引前当期純利益	100,349	12,146
法人税、住民税及び事業税	15,121	985
法人税等調整額	13,694	1,216
当期純利益	71,533	9,945

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	63,201	111,403	3,602	115,005	1,142	155,200	481,526	637,868	△113,257	702,817
当期変動額										
剰余金の配当							△10,819	△10,819		△10,819
当期純利益							71,533	71,533		71,533
自己株式の取得									△690	△690
自己株式の処分			622	622					1,665	2,287
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	622	622	—	—	60,714	60,714	974	62,311
当期末残高	63,201	111,403	4,224	115,628	1,142	155,200	542,240	698,582	△112,282	765,129

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	10,713	172	10,886	713,703
当期変動額				
剰余金の配当				△10,819
当期純利益				71,533
自己株式の取得				△690
自己株式の処分				2,287
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,968	△172	2,795	2,795
当期変動額合計	2,968	△172	2,795	65,107
当期末残高	13,681	—	13,681	778,811

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ … 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産 … 主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産 … 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用 … 均等償却

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社では、テーマパーク事業において、顧客に対して、テーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の販売をしております。なお、当社における上記記載の主要な収益における約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の取引価格の算定は、顧客への販売価格により算定しております。

テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供については、テーマパークにおける顧客の利用により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、テーマパーク利用時点で収益を認識しております。また、商品、飲食の販売については、顧客への引き渡しにより、顧客に当該財に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客への引き渡し時点等で収益を認識しております。

(8) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しており、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

通貨関連 … 為替予約取引

ヘッジ対象

通貨関連 … 外貨建取引

③ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、為替変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を判定しております。また、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定されるものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

この変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取設備利用料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 791,141百万円

(2) 保証債務等

関係会社の取引先への仕入債務等に対し、債務保証を行っております。

株式会社ミリアルリゾートホテルズ 643百万円

株式会社ブライトンコーポレーション 69百万円

計 712百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務(区分表示したものを除く)

①短期金銭債権 1,861百万円

②長期金銭債権 4百万円

③短期金銭債務 33,922百万円

④長期金銭債務 20百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高 16,405百万円

②仕入高 15,709百万円

③営業取引以外の取引高 1,769百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	36,154	32	114	36,072

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加32千株は、株式給付信託 (J-E S O P) 導入による増加32千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少114千株は、従業員持株会型 E S O P の信託口から従業員持株会への処分による減少80千株、株式給付信託 (J-E S O P) 導入による減少32千株、取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少1千株であります。
- なお、従業員持株会型 E S O P 及び株式給付信託 (J-E S O P) の信託口が所有する当社株式については、自己株式として認識しております (当事業年度期首332千株、当事業年度末285千株)。
2. 当社は2023年4月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引の金額が僅少であるため、記載を省略しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,509百万円
未払賞与否認	2,082百万円
未払事業税否認	1,083百万円
減損損失否認	723百万円
投資有価証券評価損否認	200百万円
その他	1,432百万円
繰延税金資産小計	8,032百万円
評価性引当額	△674百万円
繰延税金資産合計	7,357百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,960百万円
その他	△2,005百万円
繰延税金負債合計	△7,966百万円
繰延税金資産の純額	△608百万円

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 475.44円

(2) 1株当たり当期純利益 43.67円

- (注) 1. 当社は2023年4月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 従業員持株会型 E S O P 及び株式給付信託 (J-E S O P) の信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当事業年度1,426千株)。また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度1,491千株)。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(7) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. その他の注記

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表 9. その他の注記 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記については、「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

以上は、次の方法により記載しております。

1. 億円単位の記載金額は、億円未満切り捨てにより表示しております。
2. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
3. 千株単位の記載株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。